

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竹富町長 前泊 正人

市町村名 (市町村コード)	竹富町 ( 47381 )
地域名 (地域内農業集落名)	西表西部地区 ( 船浦、上原、中野、住吉、浦内、干立、祖納、白浜、鳩間 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【担い手】認定農業者:23名 認定就農者:2名 基本構想水準到達者:17名                  【遊休地】1号遊休農地(緑区分:1筆2,417㎡ 黄区分:264筆269,594㎡)                  【所有者】70代未満:86名 70代以上:229名 法人:9経営体 不明・住登外:363名 計687名                  ※農地台帳参照(令和6年度情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要作目は果樹(パインアップル・マンゴー)畜産業や水稲などを生産</li> <li>・手作業の割合が多く人手不足</li> <li>・貯水池が小さく用水の安定供給が課題</li> <li>・規模拡大や担い手は確保できているが直ちに利用可能な農地が不足しており、規模拡大が困難</li> <li>・新規就農相談も多いが、農地や住宅が不足</li> <li>・町有地を基盤整備して農地を増やせないか</li> <li>・集団的に基盤整備が必要な遊休地となっている箇所がある</li> <li>・離島であり資材・物価・輸送費高騰等による経営の圧迫</li> <li>・鳥獣被害(イノシシ・カラスなど)</li> <li>・土地改良区のU字溝が破損しベチバーだけでは赤土が流出する(令和7年度追記)</li> </ul>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>(高)複合経営や耕畜連携の更なる推進が必要                  (高)宿泊施設・飲食店等への要望調査・連携による地産地消の拡大及び島内循環の更なる推進                  (高)遊休地解消事業や所有者不明農地制度を活用し、耕作者へ貸付を行う                  (高)安定的な農業経営を図るため、基盤整備が必要な地区を洗い出す                  (高)地域のニーズに合った施設や機械、作目(果樹・野菜等)の導入の積極的な支援                  (高)輸送体制の確立・安定運行                  (高)生活文化や自然環境など暮らしに沿った農村地域の確立(干立)(令和7年度追加)</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	294.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	294.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

座談会等、地域の話し合いにおいて「今後検討」とした農地についても含め検討し、集積・集約化を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

意向調査の結果にて規模縮小したいと意向のあった農地を重点的に地域で話し合い、離農者の農地を把握し農業を担う者が利用できるようにする。所有者の意向を汲み、原則機構を通じて契約していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

安定的な農業経営を図るため基盤整備(かんがい施設、水源、過去に整備した施設の更新等含む)が必要な地区を洗い出し、整備内容を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

意向調査の結果にて規模拡大したい農家が多く、担い手の確保できてはいるが、安定的に担い手を確保するために、住宅(空家の活用検討含む)の確保、整理、賃貸制度等の構築を取組む。今後も地域と関係機関が連携を図り、説明会等開催し経営体の確保・人材育成する仕組みを継続して行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域の要望に応じ、必要であれば農業支援サービス事業者への委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① i 猪侵入防止柵・電気柵等の資材導入支援
- ii 猟友会との連携による、捕獲作業の効率化・省力化に向けた取り組み強化
- iii 狩猟免許取得支援・ジビエ利活用の検討
- iv 「自分たちの農地は自分たちで守る」を原則とし、「侵入させない(防護柵の管理)」、「近づかせない(農地周辺の草刈りをおこなう等の環境整備)」、「捕獲する(有害鳥獣捕獲)」の3つの要素を一体的に推進する。
- v 竹富町有害鳥獣対策協議会のもとに、竹富町鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣駆除の実施と併せて、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置および管理に関して農家への指導をおこなう。また、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、猪侵入防止柵の整備へ向けた取り組みを実施する。
- ② i 有機や循環型農業の方向性や内容に関する調査
- ii みどりの食料システム戦略に基づく取組内容の検討(減化学農薬・減化学肥料栽培等)
- ③ スマート農業を取り組む支援
- ④ 島内(町内)消費を含む移入・移出制度や支援制度の検討
- ⑤ 出荷時期・出荷量予測が可能で、計画的かつ安定生産に向けた土壌診断や営農指導支援
- ⑦ i 中山間地域等直接支払交付金を活用した畦畔・農道の草刈り、水路の泥上げ、土・肥料の共同購入
- ii 多面的機能支払交付金を活用した農道の草刈、水路の泥上げ、鳥獣防護柵の設置及び補修・点検
- iii 赤土等の流出防止対策を推進(グリーンベルト等)(高)
- ⑧ 町の計画や既存施設の状況確認等を行い、地域の特性に合わせた施設の導入
- ⑨ 環境保全と持続可能な農業を目指した耕畜連携の仕組みづくり